

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱

(令和5年11月1日こども若者局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育施設等インターンシップ支援事業実施要綱（令和5年11月1日こども若者局長決裁。以下、「実施要綱」という。）により、同要綱第2条第2号に規定する参加園が同要綱第2条第1項に規定するインターンシップを実施する際に必要となる経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるほか、実施要綱第2条各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第6条第1項により選定された参加園の設置者のうち、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第1号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第1号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、実施要綱に基づき参加園が実施するインタ

ーンシップとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 参加園がインターンに支出した報酬のうち、宮城労働局長が公示する最低賃金相当額。
 - (2) 参加園がインターン対して掛けた保険料のうち、厚生労働大臣が定める労災保険料相当額。
 - (3) 参加園がインターンに支出した交通費のうち、インターンひとりに対して1日あたり400円までの額。ただし、前2号の経費の総額の10%相当額を上限とする。
 - (4) 参加園がインターンに受検させた腸内細菌検査の手数料のうち、インターンひとりに対してひと月1回あたり500円までの額。
- 2 参加園が事業を実施するにあたり、仙台市以外の団体からの補助金等を取得している場合、補助対象経費から当該補助金等相当額を控除するものとする。

(補助金の上限額及び額)

第8条 補助金の上限額は、予算で認められた額の範囲内で市長が認める額とする。

- 2 補助金の交付額は、前号に定める上限額と、補助対象経費の総額のいずれか低い方とする。
- 3 市長は、第1項に定める補助金の上限額について、前条第1項第1号に定める最低賃金の改訂、又は第2号に定める労災保険料率の改訂、若しくはその両方があった場合、予算対応が可能な場合に限って見直すことができる。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、インターンシップ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、インターンシップ受け入れを開始する日までに市長に提出して行うものとする。

- (1) 参加園選定通知書
- (2) 補助対象経費の額の見積もり書
- (3) 誓約書

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請が到達後速やかに補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、インターンシップ支援事業補助金交付決定書(様式第2号)により行うものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用のうち、各号に定める定額及び第7条第1項第3号ただし書きの上限額の範囲内のもの。
- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、インターンシップ支援事業変更等承認申請書(様式第3号、第4号)により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、インターンシップ支援事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 市長は、第8条第3項による補助金の上限額の見直しを行った場合に、補助事業者に対してインターンシップ支援事業変更等承認申請書(様式第3号)による補助金額の変更申請を勧奨するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までにインターンシップ支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業等の遂行等の指示)

第13条 市長は、実施要綱第10条各号に定める実績報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載したインターンシップ支援事業実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、事業完了の日から10日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 実施要綱第10条第3項に定める期末報告の書面
- (2) 補助対象経費の支出を証する書類

- (3) インターンの賃金台帳
- (4) インターンの腸内細菌検査手数料を補助対象経費とする場合、その検査結果及び手数料の単価が分かる書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、インターンシップ支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、インターンシップ支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を事業実施年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部

の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、幼稚園・保育部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から実施する。

様式第 1 号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|--------------------|--------------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業 |
| 2 | 補助対象経費総額 | 円 |
| 3 | 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 参加園決定通知書の写し | |
| | (2) 補助対象経費の額の見積もり書 | |
| | (3) 誓約書 | |

様式第 2 号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付決定書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、〇〇年〇〇月〇〇日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の名称	年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
2 補助決定額	金 円
3 補助の条件	<ol style="list-style-type: none">1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。2 補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。4 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項による加算金を納付しなければなりません。<ol style="list-style-type: none">① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき5 上記 4 において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による遅延

損害金を納付しなければなりません。

6 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立
入検査等を実施します。

様式第3号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る書類
- (2) その他必要な書類

様式第4号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

様式第 5 号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の 名称	年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
2 補助決定額	金 円
3 承認の内容	① 下記のとおり事業を変更すること ② 事業を中止すること ③ 事業を廃止すること
4 承認の理由	

様式第6号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条第1項及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称
年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
- 2 補助決定額
- 3 申請年月日
- 4 取下の理由

様式第7号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業内容

〇〇年〇〇月〇〇日に提出した、仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業実施要綱第10条第3項に定める期末報告の通り。

3 添付書類

- (1) 実施要綱第10条第3項に定める期末報告の書面
- (2) 補助対象経費の支出を証する書類
- (3) インターンの賃金台帳
- (4) インターンの腸内細菌検査手数料を補助対象経費とする場合、その検査結果及び手数料の単価が分かる書類様式

様式第 8 号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金確定通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第 1 3 条及び仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第 1 5 条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業 |
| 2 | 補助確定額 | 金 円 |
| 3 | その他 | 〇〇月〇〇日までに補助金交付請求書を提出してください。 |

様式第9号

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称	年度仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業
2 補助確定額	金 円
3 請求額	金 円